

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月30日（月）午後2時00分から午後2時31分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（16人）

松本吉充  
萩本一浩  
鞍本敏男  
有馬日夫  
笹岡健一  
矢鉾次義  
湯野和也  
木村秀子  
平野英明  
宮本光次郎  
上原誠  
本田友治  
吉永安圭美  
黒田浩一郎  
松田林一  
湯治裕子

4. 欠席委員

松田浩一郎  
内田孝光  
橋本一郎

5. 出席推進委員（23人）

吉田和功  
本田あゆ子  
廣瀬範明  
齊藤光幸  
中西千代志  
井戸繁夫  
益田知明  
岡崎健治  
澤野豊美  
川上貴博  
有村敏之  
高木淳  
杉本秀雄  
瀬本浩和  
杉山秀治

草原光雄  
宮崎修  
村田裕之  
緒方道弘  
今村初幸  
金水光  
宮山卓也  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- |    |        |                    |
|----|--------|--------------------|
| 第1 | 議案第11号 | 農地法第3条（委員会）について    |
| 第2 | 議案第12号 | 農地法第4条（知事）について     |
| 第3 | 議案第13号 | 農地法第5条（知事）について     |
| 第4 | 議案第14号 | 農用地利用集積等促進計画について   |
| 第5 | 議案第15号 | 非農地証明願について         |
| 第6 | 議案第16号 | 農地利用最適化推進委員の選任について |

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
係長	井上	真由美
主幹	小山	貴晴
参事	橋本	周斉
参事	泉	正裕
主事	斉藤	明日香

#### 8. 会議の概要

事務局長

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。  
ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にてお願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いいたします。  
それでは、ただいまから6月の総会を開会したいと思います。  
本日は、内田委員、橋本委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。  
それでは、6月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名

委員を指名します。

6番 萩本一浩委員、7番 松本吉充委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田 3,966.3平方メートル、畑 1,423平方メートル、計 5,389.3平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。申請番号1番について説明します。6月25日、平野農業委員と申請地の調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇南側にあります。譲渡人は県外に住まわっていて、営農はされていません。そこで、現在耕作されている譲受人に引き継がれ、これからも柿、ブドウを作られるもので、二見地区担当としては、何ら問題ないものと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

2番、鏡。

推進委員

鏡担当の今村です。6月1日、吉永委員と現地確認を行いました。譲渡人は農業経営をしないため、経営拡大を目指す譲受人に所有権移転するものです。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

3番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の宮山です。3番について説明します。譲渡人が高齢のため農業をしないということで、親族である譲受人が、ショウガの規模拡大のために耕作をされるということです。地元としても何ら問題ないものと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

4番、泉。

推進委員

泉地区の岩村です。申請番号4番、5番についてご説明します。まず、4番、現地は下岳地区の△△集落の対岸にある農道沿いの農地になります。父が所有するものを子に譲って一緒に農業を続けるということで所有権移転するものです。何ら問題ないと思います。5番の案件は、柿迫の□□という集落の真ん中ほどに位置しております。高齢で農業ができないということで、以前から息子が農地の管理はやっております、そのまま農地を取得して営農を継続するというございます。何ら問題はないものと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

次に、議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、その内容は、議案書記載のとおりです。それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。また、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。2番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用であったため追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたし





農地は無く、何ら問題ないと思います。続けて申請番号5番について説明します。場所は□□□□□□□から東へ約2キロメートル先の住宅地にあります。転用の目的は、アパート住まいの希望者が多く、農地を賃借し、顧客の希望に沿うアパートを建築する計画です。周辺に農地は無く、何ら問題ありません。

以上2つの案件につきまして、地元の担当としまして、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

6番、高田。

農業委員

高田校区湯野です。場所は平山新町、国道3号線を〇〇〇方面に向かい、△△△△△△△のところから右折して、1キロメートル弱、先ほどの案件の場所から徒歩で2、3分の場所にあります。申請の理由としては、□□業を営んでおられる方が駐車場のスペースが足りないということで、この土地を買い受けて駐車場にしたいという申請になります。周囲にも問題はないと思いますので、審議よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可致します。

なお一番の郡築の案件は3,000平方メートル以上であることから、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。

次に、議案第14号 農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号 農用地利用集積等促進計画について 議案書6ページから25ページのとおりに付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。

今回の案件は、賃貸借は、一括契約が29件、再配分が1件、所有権移転は、機構買入が6件です。農地につきましては、議案書記載のとおりです。

また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願ひいたします。来月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、7月7日、月曜日に実施いたします。関係する地区は、郡築十番町、昭和明徴町、高島町、東片町、水島町です。地区の委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 議案 第14号 の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議長 議案第15号 非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号 非農地証明願について、議案書26ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、5月14日に、泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします

議長 1番、泉。

推進委員 1番の案件につきまして、説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、5月14日に松田委員と私、それと事務局職員で現地調査を行いました。地目としては、焼畑ということにして、一帯斜面ということにして、既に50年から60年程度山林でございます。非農地としても何ら問題ないと考えております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

議案第16号 農地利用最適化推進委員の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農地利用最適化推進委員の選任について、本日配付いたしました議案書27ページのとおり付議いたします。龍峯地区の補充のため5月12日から6月11日までの間、応募期間を設け、募集を行いましたところ、1名の推薦がありましたので、農地利用最適化委員候補者の評価委員会からの報告を受け、提案したものです。候補者については、議案書記載のとおりです。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地利用最適化推進委員として承認されました。

本日、予定の議案はすべて終了しました。今月は、農地法第5条許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、報告します。

これを持ちまして、6月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年6月30日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員